

「千の葉の芸術祭」千葉都市モノレールラッピング施工等業務委託 仕様書

1. 委託名

「千の葉の芸術祭」千葉都市モノレールラッピング施工等業務委託

2. 目的

本業務は、文化芸術施策「千の葉の芸術祭」開催にあたり、千の葉の芸術祭の関係 PR を発信する。

3. 委託概要

千葉都市モノレール(株)が運行するモノレール（2両1編成・1台）の車両フルラッピングの施工及び原状回復等

4. 業務の理念

本仕様書は契約の基本的な事項を定めるものとし、本業務の受注者は、適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努力するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解し、正確かつ丁寧に行うこと。

5. 委託期間

契約締結の翌日～令和3年10月29日（金）

6. 支払方法

完了払

7. 業務内容

(1) モノレールラッピングフィルムのデザイン調整

(ア)発注者が指定するデザイン制作者からデザインデータを受領し、ラッピングフィルムの色校正を行う。必要に応じて、デザイン制作者とデザインの調整等を行うこと。

① データ形式：ai形式

② 色校正：サンプル形式で、約2～3回とする。

(イ)千葉市車両広告物デザイン等指導要綱を遵守すること。

(2) モノレールラッピングフィルムの作成

(ア)ラッピング範囲は、別紙のとおりとする。

※デザイン内容は変更の可能性あり。

(イ)千葉都市モノレール(株)が指定する以下の素材を使用すること。

① 【車体】フィルム及びオーバーラミネートフィルムは、それぞれ3Mスコッチカルグラフィックフィルム ER500 及び3Mオーバーラミネートフィルム IJ4116N/IJ4117N

② 【窓】ワンウェイフィルムは、リンテックサインシステム社の以下のメディア。

ベース：WBPRG30、ラミネート：GSL6148

(3) モノレールラッピング施工

(ア)作業場所は、千葉都市モノレール(株)の車両基地（千葉市稲毛区萩台町199-1）とする。

(イ)作業にあたっては、以下の期間内を目安とし、発注者及び千葉都市モノレール(株)と日程を調整のうえ、必要に応じて事前に車両等を確認すること。

【作業期間】令和3年3月22日（月）～令和3年3月31日（水）

(ウ)運行期間中において剥がれないように作業を行うこと。

【運行期間 (予定)】令和3年4月1日(木)～令和3年9月30日(木)

(エ)当該車両は、車体保護を目的としたベースラッピングがすでに施されているため、貼り付けるラッピングフィルムは、ベースラッピングの上に重ね貼りすること。

(オ)受注者は、設置前及び設置後に各箇所を写真撮影し、発注者に提出すること。

(カ)千葉県屋外広告物条例及び同施行規則を遵守すること。

(キ)貼り付けしたラッピングフィルムに汚損、毀損等が生じた場合は、受注者が自らの責任と費用負担において取り替え及び修繕を行うこと(ラッピングにおける剥離の場合を含む。なお、前記事業者の責に帰すべき理由及び偶然な外来の事故を起因とする場合を除く。)

(4) 運行期間終了後のラッピングフィルム剥離等の原状回復

(ア)作業場所は、千葉都市モノレール(株)の車両基地(千葉県稲毛区萩台町199-1)とする。

(イ)作業にあたっては、以下の期間内を目安とし、発注者及び千葉都市モノレール(株)と日程を調整すること。

【作業期間】運行終了翌日～令和3年10月29日(金)

(ウ)ベースラッピングに重ね貼りしたラッピングフィルムのみを剥離すること。その際、ベースラッピングが剥がれた場合には、千葉都市モノレール(株)が指定する以下の素材を使用して補修を行うこと。

【ベースラッピング】3Mスコッチカル：SC805(シルバーメタリック)

(エ)受注者は、設置前及び設置後に各箇所を写真撮影し、発注者に提出すること。

8. 経費

本業務の実施に係る一切の経費は、委託料に含む。ただし、広告掲出料に要する費用は除く。

9. 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

(ア)本業務の履行に係る成果物(印刷物等)の所有権は全て発注者に帰属する。

(イ)成果物が著作権法(昭和45年法律第48条)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という)に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

(ア)本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他の権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

(イ)(ア)にかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、この限りでない。

(ウ)受注者は発注者又は発注者の指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

10. 特記事項

(1) 業務の再委託について

(ア)受注者は、全ての業務を他の事業者にも再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に発注者の承認を得なければならない。

(イ)受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同様の義務を負わせるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(2) その他留意事項

- (ア)業務遂行にあたっては、受注者は適宜発注者と協議に応じ、発注者の指示に従うこと。
- (イ)実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
- (ウ)受注者は、作業スケジュール、作業内容及び作業従事者を明らかにすること。また、業務の進捗状況について、適宜、発注者に報告すること。また、発注者は、委託期間中いつでもその業務状況の報告を受注者に求めることができるものとする。
- (エ)作業に際しては、周囲の第三者及び器物を害さぬよう、安全管理を徹底すること。なお、一般的な安全設備（バリケード、看板等）は受注者が準備すること。
- (オ)業務の遂行に起因し、第三者に損害を与え、第三者から苦情があった場合には、受注者において損害賠償、または苦情処理の措置を講じること。
- (カ)コンプライアンス（法令順守）、プライバシー（個人情報）保護、情報セキュリティの取組みを徹底すること。
- (キ)業務の実施にあたっては、業務内容に示されていない事項であっても、目的達成のために当然必要と思われるものについては、原則として受注者の責任において完備しなければならない。
- (ク)本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議し、両者の合意の上で決定する。